

## 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(所有権移転、地上権、質権、使用貸借権、賃借権などの設定、若しくは移転)

許可または受理対象

利用権取得後の耕作面積が50アール以上となり、かつ、その権利と取得しようとするものが耕作または養蓄の事業を行うことが確実に認められること。

取得面積を含めて耕作面積50アール以上

### 添付書類

①土地登記簿謄本 (発効日以後90日以内のもの。但し、登記簿名義人が死亡している場合は、相続登記完了後のもの)	1通
②住民票記載事項証明書 (譲受人などが市内居住者であれば不要)	1通
③位置図(縮尺が1/10,000と1/2,500)	
④小作地に付いて、小作農以外のものが譲受人などとなる場合は、小作農の同意書を添付すること。	1通 1通
⑤理由書	
⑥誓約書	1通
⑦土地改良区との調整を了したことの証明書(土地改良法に基づく事業が実施されている区域内の場合)	1通
⑧地元農業委員の確認書	1通 1通

### ※備考

譲受人が市外居住者の場合は、居住地の農業委員会が発行する「耕作証明書」・営農計画書・耕作経路図を添付すること。また、書類は1部提出すること。

申請者欄については、氏名を自署する場合は押印を省略することが出来ます。

また、記名をされる場合は従来どおりの押印(認印)が必要です。

提出期限 毎月20日(上記添付書類が全て整っていること。)

高島市農業委員会